

地域医療介護連携ネットワーク構築の推進について

1 地域医療介護連携ネットワークとは

- 県民に、より適切な医療、介護サービス等を提供するため、県民の同意を得た上で、当該県民の医療情報・介護情報を病院、医科・歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の医療・介護関係機関の間で、電子的に共有、閲覧する仕組み。
- 県では昨年「神奈川県地域医療介護連携ネットワークガイドライン」を策定し、「計画・構築」「運用」「更新」の各段階における必要事項を定めた。また、県の補助事業により地域医療介護連携ネットワークを構築する場合には、一定の事項を満たす必要があることを明示した。
- 県では、15 地域（横浜市 7 地域＋横浜市以外の二次医療圏 8 地域）程度での地域医療介護連携ネットワーク（以下「EHR」）構築を目指すことを基本方針としている。

2 令和 2 年度の EHR に係る補助金について

- 令和 2 年度は構築費補助と構築準備費補助を計上している。

予算名	交付対象者	基準額	対象経費	補助率
構築費補助	EHRを運営する団体、あるいはEHRにおいて中心的な役割を担う病院又は医療関係団体	予算の範囲内において知事が必要と認める額	EHR構築費（クラウドデータセンター構築費、連携構築費等）	10/10
構築準備費補助	地域にEHRが構築された場合に、中心的な役割を担うことが期待される病院又は医療関係団体、あるいは現にEHRを運営する団体等	が 必 要 と 認 め る 額	EHRの新規構築又は拡張のために開催する協議会等の会議費（報償費、需用費、使用料等）	3/4

- 構築費補助については、サルビアねっと（済生会東部病院を中心に横浜市鶴見区地域を中心に構築されているEHR）の第2期事業に対して補助を行う予定。
- また、構築準備費補助については、補助先を選定しているものではないため、次年度以降EHR構築を検討する地域についてはご活用頂きたい。

3 令和 3 年以降の EHR 推進について

- 県内 15 地域での構築を目標とし、構築準備が整った地域から順次進める。そのため、新規構築を検討している地域については、随時医療課までご相談頂きたい。
- なお、新規構築の予算要求にあたっては、地域協議会設立の合意形成がされており、ガイドラインに定める重要事項^{*}について議論が進んでいることを前提とする。

※ ネットワーク構築の目的、情報共有の範囲・方法、導入するシステム銘柄の決定、負担金の合意・積み立て方法等

問合せ先（事務取扱）
 神奈川県医療課地域包括ケアグループ 大津
 電話：045-210-1111（内線 4867）
 F A X：045-210-8858
 Mail：ouhuku-iryoku@pref.kanagawa.jp